

山鹿市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 3 年 8 月

山鹿市教育委員会

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 7 月と 8 月及び平成 25 年 7 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

このたび引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、以下のメンバーにおいて「山鹿市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

- ・国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所
- ・熊本県北広域本部鹿本地域振興局土木部維持管理調整課
- ・山鹿警察署
- ・山鹿市校長会代表者
- ・山鹿市総務部防災監理課
- ・山鹿市建設部建設課
- ・山鹿市農林部農村整備課
- ・山鹿市教育委員会

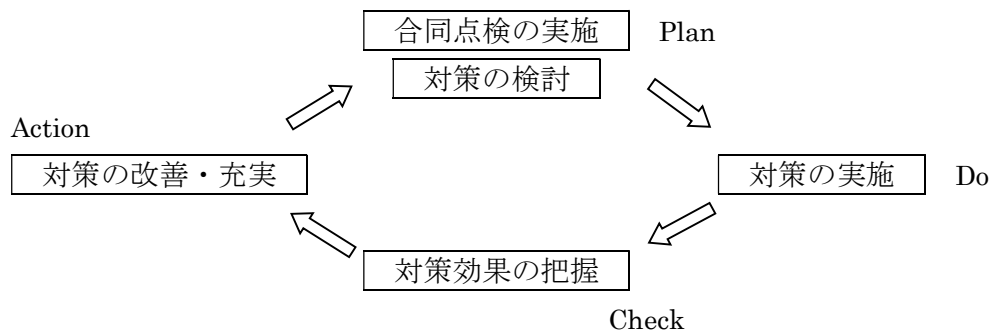
2. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実に努めます。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

ア 合同点検の実施時期

(ア) 市内の小学校を対象に、合同点検を実施します。

(イ) 実施時期は、基本的に夏季に行います。

(ウ) 効率的・効果的に合同点検を行うため、関係機関の連携を密にして、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (P l a n)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策並びに交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、必要に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (D o)

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・地域住民へのアンケートの実施
- ・車両と歩行者の離隔を測定

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、道路管理者の協力を得ながら教育委員会が対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

3. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市ホームページを通じて公表します。